

<h1>静岡市報</h1>	No. 135
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

規 則

- 静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 1
- 市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則・・・・ 2

人事委員会規則

- 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 4

正 誤

- 平成26年4月1日付け静岡市報の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 平成26年5月1日付け静岡市報の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

規 則

静岡市規則第74号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年5月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第3号ア（イ）の表中「世帯主を除く減免対象世帯員の数」を「当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数」に、「35万円」を「45万円」に改め、同号イ（イ）の表中「世帯主を除く減免対象世帯員の数」を「当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数」に、「35万円」を「45万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市国民健康保険条例等施行規則第20条第1項第3号の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

静岡市規則第75号

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年6月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則（平成15年静岡市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号ア中「第24条第1項及び第5項」を「第24条第3項、第8項及び第9項」に、「及び変更」を「、扶養義務者に対する通知及び保護の変更」に改め、同号カ中「第28条第1項及び第4項」を「第28条」に改め、「規定による」の次に「報告の徴収、」を加え、「並びにこれらを拒み、妨げ、又は忌避した場合の処置」を削り、同号キ中「第37条」を「第37条の2」に改め、同号中ソをテとし、セをツとし、ツの前に次のように加える。

タ 法第78条第3項の規定による偽りその他不正の手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者からの費用等の徴収に関すること。

チ 法第78条の2の規定による被保護者からの徴収金の徴収に関すること。

第6条第1号ス中「第78条」を「第78条第1項」に、「費用」を「費用等」に改め、同号中スをソとし、ケからシまでをサからセまでとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関する事。

コ 法第55条の5の規定による就労自立給付金の支給又は法第78条第3項の規定の施行のための報告の徴収に関する事。

第6条第7号を次のように改める。

(7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律関係

ア 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下この号において「法」という。)第14条の規定による支援給付の実施に関する事。

イ 法第15条第1項の規定による配偶者支援金の支給に関する事。

第8条第27号ウ中「第10条」を「第10条第1項」に改め、同号中ユをヨとし、エからヤまでをオからユまでとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 法第10条第2項(法第38条において準用する場合を含む。)の規定による届出(配置販売業に係るものを除く。)に関する事。

第8条第28号ア及びイを削り、同号ウ中「改正法」を「薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下この号において「改正法」という。)」に改め、「旧法第28条第1項」を「改正法第1条の規定による改正前の薬事法(以下この号において「旧法」という。)第28条第1項」に改め、同号中ウをアとし、エからナまでをイからテまでとし、同条第30号アからオまでを削り、同号カ中「改正令」を「薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(以下この号において「改正令」という。)」に改め、「旧令」を「改正令第1条の規定による改正前の薬事法施行令(以下この号において「旧令」という。)」に改め、同号中カをアとし、キからソまでをイからコマまでとし、同条第31号を削り、同条第32号中「薬事法施行規則等の一部を改正する省令関係」を「薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号)関係」に改め、同号アからウまでを削り、同号エ中「改正省令附則第16条」を「薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号)附則第16条」に、「改正省令第1条」を「同省令第1条」に改め、同号エを同号アとし、同号オ及びカを削り、同号を同条第31号とし、同条に次の1号を加える。

(32) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第8号)関係

ア 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第8号)附則第3条第1項の規定による届出に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第8条第27号の改正規定、同条第31号を削り、同条第32号を同条第31号とし、同条に1号を加える改正規定 平成26年6月12日
- (2) 第6条第1号の改正規定 平成26年7月1日
- (3) 第6条第7号の改正規定 平成26年10月1日

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第6号

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年5月23日

静岡市人事委員会

委員長 居 城 舜 子

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

- (2) 公益財団法人全国市町村研修財団

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成26年4月1日付静岡市報中、次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ・行	誤	正
42頁 下から1 行目	「、登呂博物館に登呂博物館次長」	「、登呂博物館に登呂博物館次長を」

平成26年5月1日付静岡市報中、次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ・行	誤	正
311頁 7行目	「1,010円・1,520円・3,000円」	「1,010円・1,520円・2,030円」
455頁 13行目	第2条水道総務課の所掌事務	第3条水道総務課の所掌事務